

平成 29 年 6 月 28 日

福祉局

生活福祉部施設担当課長 様
障がい者施策部障がい福祉課長 様
障がい者施策部障がい支援課長 様
高齢者施策部高齢施設課長 様
高齢者施策部介護保険課長 様
弘済院管理課長 様

健康局健康推進部
生活衛生課長
(食品衛生グループ)

「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について

標題について、別添のとおり平成 29 年 6 月 16 日付け生食発 0616 第 1 号により、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長から通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、今後も引き続き、給食施設等の食品衛生向上に努めていただきますよう、配意願います。

【今回の主な改正点】

- ・加熱せずに喫食する食品等を仕入れる際の留意点の追記
- ・調理従事者等の衛生管理について、毎日の健康状態の報告、確認及びその記録の実施等の追記
- ・その他一般衛生管理の向上のため、所要事項の追記等